

表 III-4 施設内の管理体制と連座制の理解

		連座制の理解					未回答	合計	
		詳しく理解している	おおむね理解している	あまり理解していない	全く理解していない	その他			
ま ま 施 設 内 の 管 理 体 制 が 高	いいえ	N	89	527	217	78	1	5	917
		%	8.3	49.4	20.4	7.3	0.1	0.5	86.0
	はい	N	30	97	7	0	0	2	136
		%	2.8	9.1	0.7	0	0	0.2	12.8
	未回答	N	0	0	3	1	0	9	13
		%	0	0	0.3	0.1	0	0.8	1.2
合計	N	119	624	227	79	1	16	1066	
	%	11.2	58.5	21.3	7.4	0.1	1.5	100	

表 III-5 特に変化なしと連座制の理解

		連座制の理解					未回答	合計	
		詳しく理解している	おおむね理解している	あまり理解していない	全く理解していない	その他			
特 に 変 化 や 影 響 は な い	いいえ	N	56	200	75	57	1	5	394
		%	5.3	18.8	7.0	5.3	0.1	0.5	37.0
	はい	N	63	424	149	21	0	2	659
		%	5.9	39.8	14.0	2.0	0	0.2	61.8
	未回答	N	0	0	3	1	0	9	13
		%	0	0	0.3	0.1	0	0.8	1.2
合計	N	119	624	227	79	1	16	1066	
	%	11.2	58.5	21.3	7.4	0.1	1.5	100	

(3) 公表情報の内容（他施設の情報）と施設のマネジメントの関係

基本情報を確認しており、自分のシステムのマネジメントに役に立ったと回答した施設は、全体で41.9%である181施設であった。

また同様に、調査情報を確認しており、自分のシステムのマネジメントに役に立ったと回答した施設は、全体で38.4%である166施設であった。

表 III-6 基本情報の確認と施設のマネジメントの関係

		他施設の情報は施設のマネジメントに役立つか					未回答	合計
		大変役立つ	やや役立つ	あまり役立たない	ほとんど役立たない			
基 本 情 報 を 確 認	いいえ	N	2	19	12	1	5	39
		%	0.5	4.4	2.8	0.2	1.2	9.0
	はい	N	21	160	152	29	19	381
		%	4.9	37.0	35.2	6.7	4.4	88.2
	未回答	N	0	4	0	0	8	12
		%	0	0.9	0	0	1.9	2.8
合計	N	23	183	164	30	32	432	
	%	5.3	42.4	38.0	6.9	7.4	100	

表 III-7 調査情報の確認と施設のマネジメントの関係

		他施設の情報は施設のマネジメントに役立つか					未回答	合計
		大変役立つ	やや役立つ	あまり役立たない	ほとんど役立たない			
調 査 情 報 を 確 認	いいえ	N	3	33	35	4	8	83
		%	0.7	7.6	8.1	0.9	1.9	19.2
	はい	N	20	146	129	26	16	337
		%	4.6	33.8	29.9	6.0	3.7	78.0
	未回答	N	0	4	0	0	8	12
		%	0	0.9	0	0	1.9	2.8
合計	N	23	183	164	30	32	432	
	%	5.3	42.4	38.0	6.9	7.4	100	

6. 考察

(1) 介護事業者のコンプライアンス体制確保に向けて

OECD 報告書にも言及されているとおり、オーストラリア及びイギリスにおいて、近年、介護事業者のコンプライアンス体制確保に向けた大きな改正が行われていることがわかる。それらは次のように考察できる。第 1 に、評価基準に法令遵守の視点が強く盛り込まれていると考えられる。オーストラリアの認証基準においては、全 44 項目の中に「法令遵守」に関する 4 項目を設けて、その仕組みの有無だけでなく、事業者のコンプライアンス体制が有効に機能しているかどうかを認証のプロセスの中で問われる。またイギリスの全国最低基準には、特に「法令遵守」に関する項目はないが、全ての基準にどの「法令遵守」が関係しているか、最新の情報が確認できるようになっており、基準をベースに関連法令や規則の周知の徹底を事業者に図り、その遵守を求めている。

第 2 に、評価（質のモニタリング）の実効性の確保のために、事業者の質改善プロセスを透明化する自己評価を義務づけるとともに、利用者の意見や苦情等を監査や認証プロセスに組み入れていることが特徴的である。事業者には、継続的質改善およびコンプライアンス体制を実現する業務管理体制を整えることや、文書審査や訪問審査時の職員・管理者への面接、利用者やその家族からの意見聴取の機会を通してそれが機能していることを証明することが求められている。また、ネット上の公開も進んでいる。オーストラリア、イギリス共に、施設に対する第三者評価機関の詳細な監査報告書がネット上で確認できるほか、イギリスではわが国の「情報公表制度」に類似した事業者の基本情報（ケアサービス・ディレクトリ）が確認できる。さらに、イギリスでは、今後、事業者の 3 つ星評価が公表される予定である。このように施設のサービスの質や業務体制に関する情報公開が進むことは、利用者やその家族のみならず、市民の目による質の監視を可能にする前提と考えられる。

第 3 に、コンプライアンス違反に対する制裁措置が明らかに強化されつつある。改善指導から法的是正措置まで、質の低下や法令違反への対処が段階的に整備され、遵守されない場合には当局が強い権限を以て対応にあたる。オーストラリアでは、担当省庁である高齢化ケア省に質とコンプライアンスのための専門局が設けられ、高齢者ケア基準認証機関の勧告を基に是正措置の手段を検討し、実施する。イギリスでは、2006 年の法律改正により、省外の公共団体（Non-Departmental Public Body; NDPB）である社会的ケア監査委員会が強い権限をもち、法定是正通告や起訴等の処分を行えることとなった。実際に起訴まで至った事例もあることから、コンプライアンス違反には厳しい処分を行っていることが伺える。また、オーストラリアでは、コンプライアンス違反等のプロセスにおいて、ネット上でどの事業者がいつどのような違反がありどのような指導を受けているのかを確認でき、透明性が確保されている。

また、事業者が法令を遵守し、質を確保するためのインセンティブが設定されていることも重要である。オーストラリアでは、認証を補助金受給の要件とし、事業者に認証のための準備を通して質改善を要求し、表彰制度等を広く行い、ベスト・プラクティスの普及を図っている。またイギリスでは、監査の効率性・有効性を高めるために、監査の選択と集中を行い、質の良い事業者には、監査の簡略化と監査の頻度の削減を行い優遇している。

これらの取組は、介護事業者の有効な事後規制のための方策として、わが国の今後の制度設計にも参考になると考えられる。

(2) アンケート調査の結果から

第1に、介護老人保健施設にコンプライアンス経営を進めることが望ましいのかという観点から、今回の調査結果はきわめて興味深い結果となった。介護療養型医療施設の廃止が政策決定されている中で老健施設の長期化を肯定する意見が約6割を超え、いわゆる医療外出し論に約7割以上が賛成であることは、老健施設の機能自体が変化しつつあるということである。

第2に、平成18年度から導入された指定更新時期を把握していて連座制を理解している割合は全体の65.8%であるものの、指定更新時期を把握しておらず、「連座制をあまり理解していない」「全く理解していない」と回答した施設長が96名9.0%であったことについて、どのように考えるかである。これについては、「連座制」が導入されたことにより、「法令遵守意識が高まった」205名(19.2%)、「施設内の管理体制が高まった」136名(12.8%)との回答が注目できる。つまり、3分の2は制度を理解しており、3分の1程度はコンプライアンスに危機意識があるものの、逆に約3分の1は制度を正確に理解していないという構図ではないかと考えられる。

第3に、老健施設のコンプライアンス体制は、調査結果の通り3分の2は何らかの対応をしており、特にその半分、全体の3分の1程度はコンプライアンス体制の構築に努力していることがわかる。その半面で約3分の1はコンプライアンス体制が未構築と考えられるのである。

7. 結論

介護保険施設のコンプライアンスやマネジメント理論は、厚生労働政策にとっても重要な課題である。そのためには先行研究や各種政府統計資料等から、諸外国並びにわが国における近年の高齢者ケア政策等の実態を把握し、コンプライアンスの有無や介護保険施設の社会的責任等の概念導入について、研究を継続することが必要である。社団法人介護老人保健施設協会会員施設への調査から明らかなように介護保険施設・事業所の中では比較的法令遵守意欲が高いと考えられている老人保健施設でもコンプライアンス経営の取り組み状況は低調といわざるを得ない。そのため、わが国の介護保険施設のコンプライアンス経営を確立する必要がある。今回調査した、オーストラリアとイギリスにおける施設事業者のコンプライアンス体制構築のために方策は、今後の介護保険事業体の倫理・法令遵守を中心としたマネジメントの構築に参考になる部分が多いと結論できる。

介護老人保健施設における経営と管理者の業務実態に関するアンケート調査

主任研究者 小山秀夫(静岡県立大学 経営情報学部 学部長)

この度は、本調査にご協力いただき、誠にありがとうございます。

制度本格実施から20年を迎えようとしている老人保健施設は、制度の仕組みとして基本的骨格を変えることなく今日に至っています。これまで社団法人全国老人保健施設協会のご協力により、長寿科学総合研究事業の一環として、多数の経営に関する調査を実施させていただいてきましたが、平成18年度以降、明らかに制度や仕組み自体が老健施設の経営を不自由にしている傾向があるように思います。それは、老健施設への期待される役割の変化、医療行為のあり方、リハビリテーションの位置づけ、在宅支援機能、ターミナルケアなどとともに、経営においてはコンプライアンスの重視です。

本アンケート調査は、介護老人保健施設が、社会的責任を認識し、地域社会に一層役立つために、どのような制度変化が有用で、どのようにコンプライアンス経営を進めることが望ましいのかという観点から、介護老人保健施設の現状と課題を把握することを目的として実施いたします。

実施に当たっては事前に、社団法人全国老人保健施設協会 川合秀治会長のご了解をいただいております。年度末のご多用中のところ大変恐縮ですが、介護老人保健施設の施設長にご回答をお願い申し上げます。

調査票では、ご回答内容について個人のプライバシーと貴施設名は無記名であり、流出することは一切ございませんので、忌憚のないご意見を賜ればと存じます。また、頂いたご意見につきましては、ご多用中大変恐縮ですが、ご記入に関しまして、20分前後のお時間をいただくこととなりますがよろしくお願い申し上げます。

本調査についてのお問い合わせ、ご照会は、静岡県立大学経営情報学部小山秀夫のメールアドレス：hideo@u-shizuoka-ken.ac.jp、ないしFAX:054-264-5424にてご連絡下さい。

また重ねてのお願いで恐縮とは存じますが、本調査票は **3月3日(月)**までに同封の返信用封筒にてご返送賜りたくお願い申し上げます。

ご回答上の注意点

1. 本アンケート調査につきましては、介護老人保健施設の施設長の方にご回答いただきたく、ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。
2. ご回答いただきました内容については、次のように取り扱います。
 - ① 調査目的以外には使用いたしません。
 - ② 統計的に処理し、事業者名等が特定できないように配慮します。
 - ③ 自由記載の内容も、個々の回答者が特定されないよう配慮し、データ化します。
 - ④ 調査への拒否や、一部の調査項目への回答拒否があっても、そのことで不利益が生ずることはありません。
3. 調査結果は、報告書として公表するとともに、社団法人全国老人保健施設協会に詳細をご報告申し上げます。

老人保健施設の機能

問1 老人保健施設は、いわゆる中間施設としての役割を期待されていますが、平成12年4月の介護保険施行後、年々長期入所者が増加しています。この傾向について、どのようにお考えになりますか。(あてはまるもの一つに○)

1. 長期化することを全面的に認めるべきだ
2. 介護老人保険施設の待機者が多くやむを得ない
3. 比較的短期間(6か月以内)を報酬上抑制すべきだ
4. 長期入所を積極的に認めるべきでない
5. その他 ()

問2 介護老人保健施設は、要介護高齢者が在宅復帰を目指すリハビリテーション施設という基本的性格ですが、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の配置が不十分であるという主張もあります。入所者100人あたりリハビリテーション職員を何人配置する必要があるとお考えになりますか。(あてはまるもの一つに○)

- | | | |
|---------|---------|--------|
| 1. 1人以上 | 4. 4人以上 | 7. その他 |
| 2. 2人以上 | 5. 5人以上 | () |
| 3. 3人以上 | 6. 6人以上 | |

問3 在宅支援機能を強化することが求められていますが、強化するためにはどのようなことが必要だとお考えになりますか。(自由回答)

問4 同様にターミナルケアの強化については、どのようなことが必要ですか。(自由回答)

問5 老健施設で取り扱う医療については、医学的指導管理のほか、投薬、注射、検査、処置が介護保険の給付範囲とされていますが、これらを医療保険で給付し、老健施設は医学的指導管理を介護保険で給付すればよいという、いわゆる医療外出し論がありますが、これについてどのようにお考えになりますか。(あてはまるもの一つに○)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 賛成 | 4. どちらかという反対 |
| 2. どちらかという賛成 | 5. 反対 |
| 3. どちらかともいえない | 6. その他 () |

介護サービス事業経営への意識について

本調査では、「コンプライアンス」とは、次のように考えるものとします。

- ☞ 狭い意味では各種の法律をはじめとした「法令遵守」を指しますが、今日では、法令の文言のみならず、組織の倫理・理念の実現・遵守、行動基準等組織規定の遵守をも含めて考えられるようになっていきます。

問 6 貴施設における「コンプライアンス経営」といった場合、どのようなことを意識して取り組んでいますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 1. 介護保険法・指定基準の遵守 | 12. 労務環境の向上 |
| 2. “1”以外の法令の遵守 | 13. 職員の知識の向上 |
| 3. 法人・団体倫理・内部規制の遵守 | 14. 雇用の創出 |
| 4. 納税義務の遂行 | 15. 取引先（企業等）との契約の確実な履行 |
| 5. 効率的な運営体制の確立 | 16. 地域社会への貢献 |
| 6. 安定的な経営 | 17. 慈善活動 |
| 7. よりよい介護サービスの提供 | 18. 文化・芸術等への支援活動 |
| 8. 不適切な介護サービス提供の回避 | 19. 環境への配慮 |
| 9. 利用者の人権・尊厳の尊重 | 20. 特に意識し、取り組んでいる事項はない |
| 10. 利用者の満足度の追求 | 21. その他（) |
| 11. 職員の意見のくみ取り | |

問 7 平成 18 年 4 月の介護保険法改正により、介護保険事業者の 6 年毎の指定更新制が導入されましたが、貴施設の指定更新の時期を、把握していますか。(あてはまるもの 1 つに○)

- | | |
|------------|----------------|
| 1. 把握している | 3. わからない |
| 2. 把握していない | 4. その他（具体的に：) |

問 8 平成 18 年 4 月の介護保険法改正により、導入された「連座制」について、どの程度理解していますか。(あてはまるもの 1 つに○)

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. 詳しく理解している | 4. 全く理解していない |
| 2. おおむね理解している | 5. その他（具体的に：) |
| 3. あまり理解していない | |

問 9 「連座制」が導入されたことにより、貴施設内の意識に何らかの変化がありましたか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|------------------|----------------|
| 1. 法令遵守意識が高まった | 3. 特に変化や影響はない |
| 2. 施設内の管理体制が強まった | 4. その他（具体的に：) |
| | 5. わからない |

問 10 「介護サービス情報の公表制度」について、貴施設の公表情報の内容に関して、施設長として確認をしていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 「基本情報」について、確認している
2. 「調査情報」について、確認している
3. 「基本情報」及び「調査情報」について、確認したことはない

問 11 「介護サービス情報の公表制度」の都道府県ホームページ等を使用して、他施設の情報を確認していますか。(あてはまるもの1つに○)

1. いつも確認している 2. 時々確認している 3. ほとんど確認していない



付問 1 「1 いつも確認している」「2 時々確認している」に○をつけた方におたずねします。「介護サービス情報の公表制度」は、他施設の情報は、貴施設のマネジメントに役立つと思いますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 大変役立つ 2. やや役立つ 3. あまり役立たない 4. ほとんど役立たない

付問 2 「1 いつも確認している」「2 時々確認している」に○をつけた方におたずねします。どのような情報があれば、貴施設のマネジメントに役立つと思いますか。ご自由にご記入下さい。(自由記載)

問 12 「介護サービス情報の公表制度」は、貴施設のコンプライアンスの向上に役立つと思いますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 大変役立つ 2. やや役立つ 3. あまり役立たない 4. ほとんど役立たない

付問 1 介護サービス情報の公表制度について、上記他のご意見があればご記入ください。(自由記載)

問 13 介護サービス分野における法令遵守を徹底させていくためには、どのような政策・方策が重要とされますか。もっとも重要と思われるものから順に3つお答えください。

- | | |
|----------------------------------|---------------------------------------|
| 1. 行政による法人・団体本部への規制強化（立入調査等）をはかる | 6. 専門職間での相互評価的な取り組みを促す |
| 2. 行政による各事業所への規制強化をはかる | 7. 同業者間での、相互評価的な取り組みを促す |
| 3. 介護サービス情報公表制度の活用を促す | 8. 行政により、介護保険法・指導基準等の解釈について周知を徹底する |
| 4. 第三者評価制度の活用を促す | 9. 法令遵守事業者に対して、行政手続簡素化（申請手続の簡便化等）をはかる |
| 5. 事業者団体等で、行動指針等の自主的な取り決め、浸透をはかる | 10. その他（具体的に： _____） |



1 番目 重要 2 番目 重要 3 番目 重要

* 選択項目の番号を記入してください

問 14 介護サービス事業者の法令遵守を徹底していくためには、貴施設としては、どのような方策が必要と考えますか。もっとも重要と思われるものから順に3つお答えください。

- | |
|-------------------------------|
| 1. コンプライアンスに関する規定をつくる |
| 2. 法令遵守に関する責任者を明確にする |
| 3. 経営・運営幹部にコンプライアンスの教育研修を行う |
| 4. 現場職員にコンプライアンスの教育研修を行う |
| 5. 自由闊達な意見交換ができるような職場雰囲気を作る |
| 6. 法人・団体と事業所との間の情報伝達体制を整備する |
| 7. 不正を早期発見するための、内部チェック体制を整備する |
| 8. 外部者による評価など、外部チェック体制を充実させる |
| 9. その他（具体的に： _____） |



1 番目 重要 2 番目 重要 3 番目 重要

* 選択項目の番号を記入してください

コンプライアンス経営の現状について

問 15 貴施設では、法人・団体の社会的責任に関する規定・倫理綱領・行動規範等を定めていますか。（あてはまるほうに○）

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 定めている | 2. 定めていない |
|----------|-----------|

問 16 介護保険法令、医療関連法令、および福祉関連法令以外で、施設長として、特に遵守を心がけているものは、どのような法規ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--|-------------------------|
| 1. 労働法規（労働基準法、男女雇用機会均等法、労働者派遣法、パートタイム労働法、最低賃金法、雇用保険法等） | 6. 環境に関する法規 |
| 2. 個人情報保護法 | 7. “3”以外の契約に関する法規（民法法規） |
| 3. 消費者基本法、消費者契約法 | 8. 会社法 |
| 4. 公益通報者保護法 | 9. 刑法 |
| 5. 5 高齢者虐待防止法 | 10. 日本国憲法 |
| | 11. その他（具体的に： _____) |
| | 12. 特にない |

問 17 コンプライアンス（法令、倫理綱領・行動指針等の遵守）を徹底させるために、貴施設内で、どのようなことをおこなっていますか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|---|
| 1. 定期的にコンプライアンスについての研修を行っている → (付問) 年に _____ 回くらい |
| 2. 管理者等が朝礼・ミーティング等で訓示している |
| 3. 管理者等が、随時（必要時）、個別に訓辞・指示等を行っている |
| 4. その他（具体的に _____ に： _____) |

問 18 コンプライアンス（法令、倫理綱領・行動指針等の遵守）のため、貴施設内に担当者をおいていますか。(あてはまるほうに○)

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

問 19 コンプライアンス（法令、倫理綱領・行動指針等の遵守）違反の防止や発見のために、職員の相談・報告体制や内部通報体制をつくっていますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|--------------------------|-------------------------|------------|
| 1. <u>相談・報告体制をつくっている</u> | 2. <u>内部通報体制をつくっている</u> | 3. つくっていない |
|--------------------------|-------------------------|------------|



付問 「1. 相談・報告体制をつくっている」「2. 内部通報体制をつくっている」に○をつけた方におたずねします。それは、具体的にどのような体制ですか。(自由記載)

問 23 併設の通所リハビリテーションや通所介護の管理者の用件を定め、管理責任の一層の明確化を図るべきだという考え方がありますが、どのようにお考えですか。

(あてはまるもの1つに○)

1. 新たに用件を定めるべきである 2. 現状のままでよい 3. わからない 4. その他 ()
--

問 24 貴施設では、各事業所の管理者対象の職務をサポートする体制(相談・助言)がありますか。(あてはまるもの1つに○)

1.ある	2. ない	3. どちらともいえない
-----------	-------	--------------



付問 「1.ある」に○をつけた方におたずねします。それは、具体的にどのような体制ですか。また、今後体制を維持するために要望や問題点等がありますか。(自由記載)

貴施設の概要

1. 貴施設の名称	*名称については無記名でも結構ですが、差し支えなければご記入ください。		
2. ご回答者の所属・役職			
3. 貴施設の所在地(県名)	都・道 府・県	3.2 所在市町 村の人口	1. 30万人以上 2. 10万～30万人未満 3. 5万～10万人未満 4. 5万人未満
4. 「貴施設の法人格	1. 医療法人 2. 社団・財団法人(民法法人) 3. 地方公共団体(都道府県・市町村) 4. 公的・社会保険関係団体 5. 社会福祉法人 6. その他 ()		
5. 併設事業所 * 該当項目に○印	1. 通所リハビリテーション 2. 通所介護 3. 訪問介護 4. 訪問看護 5. 病院・診療所 6. 特別養護老人ホーム		

(ご回答者について) * 無記名でも結構ですが、差し支えなければご記入ください

6. ご回答者お名前	7. 連絡先	TEL : FAX : E-mail :
------------	--------	----------------------------

*** ご協力、誠にありがとうございました。 ***

平成 19 年度厚生労働科学研究費補助金 長寿科学総合研究事業
介護保険施設におけるマネジメント理論の展開に関する実証的研究

発行

2008 年 3 月 31 日

主任研究者

小山 秀夫

〒422-8526 静岡県静岡市駿河区谷田 52-1

TEL&FAX 054-264-5424